

議案第41号

狭山市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

狭山市奨学金貸与条例（昭和47年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和22年法律第25号）第3条第2項」を「（平成18年法律第120号）第4条第3項」に、「有用の」を「有為な」に改める。

第3条中「の各号」を削り、同条第2号中「学業優良、心身健全」を「成績が良好」に改め、同条第3号中「（専門課程）」を削り、同条第4号中「埼玉県内に居住する確実な」を「独立の生計を営む」に改める。

第6条の見出し中「交付」を「貸与」に改め、同条第1項中「交付する」を「貸与する」に改め、同条第2項中「に交付する」を「に貸与する」に、「あわせて交付する」を「併せて貸与する」に改める。

第7条中「交付」を「貸与」に改める。

第9条第1項中「奨学金貸与の事実がやんだ」を「奨学金の貸与が終了し、又は取り消された」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年8月29日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

奨学金の貸与に係る連帯保証人の要件を見直すとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。